

## 医療的ケア児（者）の実態把握について

〔資料1-1〕

### 1 目的

愛知県内で暮らす医療的ケア児者の対象者数及び生活状況や支援ニーズを把握し、市町村の施策・計画の基礎とするほか、県全域の実態把握を行う。

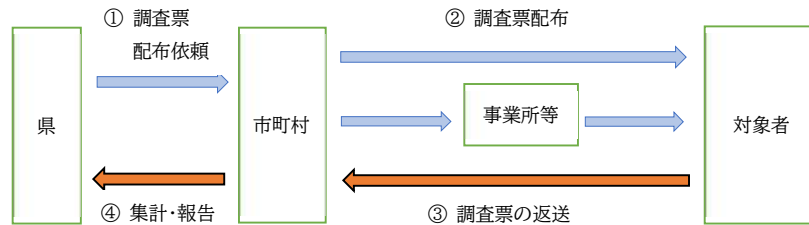
### 2 調査時点

令和7年4月1日時点

### 3 調査方法

県から市町村に調査票等を送付し、市町村は調査票等を直接対象者へ配布、もしくは相談支援事業所等経由で配布し、対象者は調査票を記入する。

記入後、調査票を市町村ごとにとりまとめ、個人情報を含まない形で県へ報告する。



### 4 調査項目

医療的ケア児者の対象者数、及び対象者とその家族の支援ニーズ等を調査する。

調査項目は令和元年度愛知県医療的ケア児者の実態調査の項目と概ね同様であり、別紙「令和7年度 愛知県医療的ケア児者実態調査票(案)」のとおり。

### 5 調査対象

調査時点（令和7年4月1日時点）で、愛知県内に住所を有して在宅で生活（※）しており、日常生活及び社会生活を営むのに恒常的な医療的ケアを必要とする者のうち、調査時点で下記の医療・支援・サービス等を利用している児者。但し、40歳未満を調査対象とする。

人工呼吸器管理（排痰補助装置含む）、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、たんの吸引（口鼻腔、気管カニューレから）、ネブライザー（薬液吸入）経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）、中心静脈栄養（IVH）、皮下注射（インスリン）血糖測定、腹膜透析、導尿、人工肛門、排便・洗腸

※「在宅で生活」とは、一度は在宅で生活していたが、調査時点で入院が決まっている児者は含む。また、障害児入所施設又は療養介護事業所に入所している児者及び入所が決まっている児者は含まない。

### 6 調査スケジュール

日程	内容
令和6年8月	県から市町村へ調査票等を示し、翌年度の実施に向けて依頼 市町村は必要に応じて、内容・方法の検討及び予算要求
令和7年度中	市町村は調査票等を直接対象者へ配布、もしくは相談支援事業所等経由で配布 ⇒対象者から市町村へ調査票を返送 ⇒⇒市町村にて集計し、県へ報告

### 7 その他

#### (1) 市町村へ配布するもの

- ・調査要領 . . . . . 資料1-3
- ・調査票 . . . . . 資料1-4、1-5
- ・市町村事務に伴うFAQ

#### (2) 関連 県スケジュール

年度	今後の予定
令和5年度	一部市町村をヒアリング調査【済】 委員からの意見を反映し、調査方法及び項目を修正
令和6年度	反映を踏まえ、再度一部市町村に対してヒアリング調査 項目及び内容の確定（第1回部会） 市町村へ周知（必要に応じて市町村において予算要求）
令和7年度	市町村からの報告を集計
令和8年度	県の次期あいち障害者福祉プランに反映

#### (3) 参考：国の指針（厚生労働省調査研究より）

「医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置等に関する調査研究」（厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業）では、調査方法について以下のとおり例が示されていたため、こちらを根拠とし、市町村には実態調査をお願いする。

- ・(例) 支援が必要な医療的ケア児の名簿の作成を目的として調査を実施する場合、一度大規模に調査を実施してリストを作成したのち、毎年各圏域の保健師や医療的ケア児等コーディネーターの協力を得てリストの更新を行う
- ・(例) 医療的ケア児の生活状況等を把握し、施策の評価や立案に役立てるため、障害福祉サービス事業所に対しては毎年医療的ケア児の受入れ可否や受入人数の実態調査を行う。加えて数年に1回、医療的ケア児の生活状況や支援ニーズを把握するため、医療的ケア児を対象としたアンケートを実施する。

〔資料1-1〕